

Support Company 申込書



下記の約款の内容に合意し、以下の通り申し込みします。

お申込日： 年 月 日

会社・団体名	ふりがな	
部署 / 役職	担当者名	ふりがな
住所		
電話番号	FAX番号	
E-mail		
プラン	<input type="checkbox"/> イナズマカンパニー 年会費 ¥120,000- (税別) <input type="checkbox"/> ライジンカンパニー 年会費 ¥360,000- (税別)	

■ サポートカンパニー約款

第6条 (権利義務譲渡)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は自己もしくは第三者の担保に供してはならないものとします。

第7条 (秘密保持)

両当事者は、本契約の履行を通じて知り得た他の当事者の営業上、業務上等一切の情報（以下、「秘密情報」という）を、当該他の当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約の目的外に使用してはならず、また第三者に開示・漏洩してはならないものとします。但し、以下各号に定める情報には適用されないものとします。

- 知得時点で公知の情報および知得後受領者の責めによらず公知となった情報
- 開示者が開示を行った時点で既に受領者が保有していた情報、または秘密情報によらずに独自に開発したことを証明できる情報
- 第三者から秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
- 法律または裁判所もしくは政府機関の命令、要求または要請に従い開示される情報

第8条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」といいます）でないこと、過去5年間もそうでなかったことおよび反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。

3. 甲および乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合または前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとします。

第9条 (解除)

1. 甲及び乙に関して、以下の各号に該当する事由が一つでも生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して、何らの通知・催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の手続その他の類似手続を申し立てた場合又はこれらの倒産手続開始の申立て若しくは決定がなされた場合
- 差押、仮差押え、仮処分、強制執行、競売手続開始、保全差押え又は滞納処分を受けた場合（但し、仮差押え又は仮処分申立てについては、当該申立てが為されてから、14日以内に取下げられた場合又は却下された場合はこの限りではない。）
- 支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 解散決議がなされた場合又は解散命令が下された場合
- 相手方の事前の承諾を得ることなく、事業譲渡、合併、会社分割、株式移転・交換その他の組織再編行為を実行する場合、又は事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合又は株主が50%を超えて変動した場合
- 自ら又は第三者をして、相手方に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭等を用いた場合
- 事業若しくは財産の状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると客観的に認められる相当の理由があり、本契約の債務不履行が合理的に予想される場合
- 本契約に定める自己の義務につき不履行については、その是正を求める相手方の書面による通知・催告を受領した後、30日以内にかかる不履行を治癒しなかった場合
- 社会的信用が著しく失墜した場合、相手方の名誉又は信用を毀損した場合又は信用・秩序を害すると認められる行為若しくはその他の不信行為を行った場合
- 甲及び乙間の信頼関係を破壊すると認められる背信行為があった場合
- 期間満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合においても、甲及び乙の相手方に対する損害賠償義務等の責任は、何ら免責されるものではありません。

第10条 (遅延損害金)

甲が本契約に基づき金銭債務の支払を遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第11条 (不可抗力などの場合)

天災地変、感染症、疫病等の不可抗力、その他乙の責めに帰することのできない事由により第3条に定めたとおりの協賛特典が実施できなくなった場合でも、乙はその責めを負わないものとします。

第12条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、福岡地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

ライジングゼファークオカ株式会社 企画営業部

TEL. 092-673-7007 / FAX. 092-673-7008

E-mail. info@rz-fukuoka.com